

財務省第12入札等監視委員会
平成19年度第2回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成20年4月9日(水) 福岡合同庁舎8階共用第9会議室	
委員	委員 屋宮 憲夫(福岡大学 法学部教授) 委員 林 桂一郎(西日本総合法律事務所 弁護士) 委員 横山 研治(立命館アジア太平洋大学 経営管理研究科教授)	
審議対象期間	平成19年10月1日(月) ~ 平成19年12月31日(月)	
契約締結分の概要説明	審議対象期間に係る契約締結分の概要を説明	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名 : 国有地測量等業務委託(朝倉市外地区) 契約相手方 : 有限会社永和測量設計 契約金額 : 2,415,000円 契約締結日 : 平成19年12月18日 担当部局 : 福岡財務支局
随意契約(公共工事)	一件	
競争入札(物品役務等)	3件	契約件名 : 埠頭監視カメラシステム借入れ 1式 契約相手方 : NECネクサソリューションズ株式会社 住信リース株式会社 契約金額 : 156,564,163円 契約締結日 : 平成19年11月13日 担当部局 : 門司税関
		契約件名 : 免税軽油(監視艇燃料油)購入(長崎港) 契約相手方 : 林兼石油株式会社長崎支店 契約金額 : 114,450円/KL(単価契約) 契約締結日 : 平成19年12月25日 担当部局 : 長崎税関
		契約件名 : 事務用椅子の購入 契約相手方 : 株式会社福助屋 契約金額 : 27,678,315円 契約締結日 : 平成19年11月12日 担当部局 : 福岡国税局
随意契約(物品役務等)	一件	
応札(応募)業者数1者 関連	1件	競争入札(物品役務等)の「埠頭監視カメラシステム借入れ1式」事案に同じ

委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし

意見・質問	回答
<p>【事案 1】 契約件名 : 国有地測量等業務委託(朝倉市外地区) 契約相手方 : 有限会社永和測量設計 契約金額 : 2,415,000円 契約締結日 : 平成19年12月18日 担当部局 : 福岡財務支局</p> <p>落札率が低い、仕事の質をどう担保するのか。</p> <p>測定の落札率が低いこと、また落札者とそれ以外の者の応札価格の格差にかなりの開きが見受けられるが、他の案件でも同様の傾向にあるのか。</p>	<p>今回の測量等の業務委託は、無地番地の国有地を表示保存登記しなければ所有権移転登記ができないことから行なったものである。 最終的には図面などの成果物を納品させるが、保存登記可能なこの成果物を作成することができるのは土地家屋調査士であり、その資格を有するものが業務を行なうよう仕様書に明記することで仕事の質は十分担保されていると判断している。</p> <p>測量については、役務の提供ということで、入札時に業者がどれくらい手持ちの仕事を抱えているかということが入札の価格差に反映されているものと思われるが、何れも低落札の傾向にある。</p>

【事案 2】

契約件名 : 埠頭監視カメラシステム借入れ
1式
契約相手方 : NECネクサソリューションズ株式
会社
住信リース株式会社
契約金額 : 156,564,163円
契約締結日 : 平成19年11月13日
担当部局 : 門司税関

入札案件の問題としてではなく、今後の入札等監視委員会のあり方として、意見を述べさせていただきます。

それは情報技術の問題である。技術情報というものは、納入する側が詳しく、納入を受ける側は詳しくない。このような情報の格差がある環境で情報の非対称性という問題を含んでいる。場合によっては、競争性や民主的なプロセスを阻害する要因となる場合もある。全国的にみても、このような分野に詳しいと思われる委員はおらず、今後の委員のメンバーに、電子情報・技術に関する全般的な知識を持つ専門家が最低1名は必要ではないか。

門司税関にはこのようなシステムについての専門家がいますか。

入札説明を受けた業者名は公表するのか。またそういう問い合わせがあった場合はどう対応しているのか。

入札説明を受けた8社のうち応札業者は1社であるが、既存システムのプログラムを改修しなければならないということがあるため、応札可能な業者が制限されたのではないか。

改修するプログラムは、一般的に監視カメラ用として市販されたソフトウェアなのか。

-

専門家はいない。仕様に関しては業者と打合せを重ね、当方の必要とするものを仕様書に盛り込んでいる。

問い合わせがあった場合も含め公表はしていない。

応札辞退の理由としては、既存システムのソースプログラムが公開されない限り、他社がプログラムの改修を行なうことは困難であるというのが、多くを占めているが、公開されなくても改修可能という業者もあり、応札業者を限定したものではない。

一般的なものではなく、税関の埠頭監視カメラシステム及び税関が保有する情報システムと連携した専用の独自に開発されたソフトウェアである。

【事案 3】

契約件名 : 免税軽油(監視艇燃料油)購入
(長崎港)
契約相手方 : 林兼石油株式会社長崎支店
契約金額 : 114,450/ KL (単価契約)
契約締結日 : 平成19年12月25日
担当部局 : 長崎税関

免税軽油とはどのようなものか教示してもらいたい。

免税額はどれぐらいか。

免税軽油はガソリンスタンド価格と比べて安価なのか。

予定価格の積算に当たっては、業者から参考意見の聞き取りを行なっているが、聞き取り業者も応札することは想定していたのか。

免税軽油とは軽油引取税が免税されているものである。軽油引取税は地方税法第700条に定めのある目的税で、県等の道路に関する費用に充てるために課すと規定されている。
また、同条の6において船舶の動力源に供する軽油の引取りに関しては、免税証の交付により課税免除になると規定されている。

本契約時は1リットル当たり32.1円/である。

ガソリンスタンド価格については不明であるが、当該契約はバージ渡しと言う船から船への給油方法をとっているため、配達相当額も加味されている。

聞き取りは長崎市内の主な業者を選んで行なっているが、応札するか否かは業者判断であり、応札を制限する理由もない。

【事案 4】

契約件名 : 事務用椅子の購入
契約相手方 : 株式会社福助屋
契約金額 : 27,678,315円
契約締結日 : 平成19年11月12日
担当部局 : 福岡国税局

事務用備品を購入する場合、使い勝手の関係で、例えば、特定メーカーの、このような椅子を使いたいとか、デスクを使いたいなど、製品の好みは自由に言えないものなのか。

メーカーあるいはメーカーの販売会社から直接、購入した方が安くなる可能性もあると思うが、この点についてはどうか。

今回の調達内容は、1500台程度の椅子であり、応札業者も3社程度であるが、従来の備品調達に比して、応札業者の状況はどうか。

これだけ、大量の発注であり、業者は多くなるのではないか。

入札説明会には、どのくらいの業者が参加したのか。

今回の調達案件は、落札率が低くなっているが、予定価格の算定は、どのように行なわれるのか。

物品を特定するとなると、入札業者も絞り込まれることになるため、企画などで幅を持たせて、複数のメーカーが入札に参加できるようにしている。

今回の案件は物の購入であり、品質が仕様書に適っていれば、安価に越したことはないと思う。

ただし、メーカーが入札に参加するかどうかは、メーカー、卸、小売などの流通上の関係もあり、お答えのしようもない。

一般的な事務用品であり、応札業者としては、同じような状況ではないかと思う。

今回の応札業者が3社になった理由は定かではないが、1570脚の椅子の調達であり、数的要因も影響したのではないか。

今回の調達案件は、大口の発注案件でもあり、政府調達を行って、広く入札・応札業者の参加を求めている。

ただし、これだけ大量の数を揃え、管内31の税務署に納期までに納品できるかどうかなども入札参加の判断材料になったのではないか。

説明会方式ではなく、会計課の方に入札説明書を取りに来ていただき、その際に個別に説明を行なう方法を取っており、今回の調達案件は、8社が入札説明書を取りに来ている。

定価から、過去の入札状況や同種の随時調達してきたものの価格を勘案し、算出している。

【委員会の審議結果】

委員会で審議した結論を述べさせていただく。
今回、抽出した4件の事案については、法令等に則り、適正な入札がなされ、また、個別の要素で努力していることから、適切な入札の状況であったというのが結論である。

ただ、今後、少しは検討を加えていった方がよいのではないかという事について、順次、委員会からの意見として述べさせていただく。

事案1の測定の事案については、役務の提供で入札価格にばらつきがあり、落札率も低くなっている。予定価格の積算方法について、過去の事例も参考に再検討する余地がないか検討していただきたい。

また、他の測定の入札案件について、応札者の状況、経緯などについても調査をして、仕事の振分けなどがなされていないか注意を払ってはどうか。

事案2の監視システムの案件については、全国的に他税関の契約状況も調査をして検証されており、大変努力されているようである。今後とも、他の契約事案にも、生かしていただきたい。

ただし、入札の結果としては、1社入札となっており、これは、技術的な問題が大きいと考える。部局内で技術的な面の評価ができる能力を確保するか、外部に委託するかなど今後の課題である。

また、既存システムのソースプログラムが非公開であったことにも問題があり、このシステム作成について税関も協力しているはずなので、他社に開示できるような条件で契約することができないかを検討し、今後は競争が成り立つような状況を作ることを考えてもらいたい。

事案3の燃料油の購入については、船積渡しということもあり、入札参加者が少数で、落札率も非常に高くなっているようであるが、活発な競争が行なわれるような環境づくりに努めてもらいたい。

また、予定価格の算定にあたっては、業者の意見を参考にされているようであるが、コスト等を勘案して独自に積算する方がよりよい方法ではないか。

事案4の椅子の納入については、物品の予定価格としては、割合と算定しやすかったのではないかと思われ、かなり低い価格での納入も行なわれていることから、価格競争がうまく、働いたのではないかということがうかがえる。

ただ、これだけの大量発注となると、メーカーの販売部門そのものからの購入の方が安価となることも想定され、メーカーの販売部門自体が入札に参加しなかった理由なども、少し検証、あるいは、聞いてみるのも今後の参考になるのではないか。

また、今回の入札には3社しか応札参加していないので、より競争者が多くなるよう、業者への説明やアプローチをされると良いのではないか。